

# 公認審判員資格失効者の再取得について

失効については以下のような規定になっております。

## 『公認審判員資格登録規定』

第7条 審判員は、次に該当する場合、その資格を失う。

- (1) 審判員資格登録の更新をしないとき
- (2) 本会で失格が適当と認められたとき
- (3) 各加盟団体より資格末梢の手続きがなされたとき
- (4) 本会の会員でなくなったとき

※本会=(公財)日本バドミントン協会

## (1)について

審判員資格の有効年度の最終年度内に更新申請をすることで次年度以降の資格更新が可能になります。この最終年度内に更新申請を行わないと資格が失効します。

## (4)について

審判員資格は有効期限内であっても毎年会員登録が必要となります。未登録の年度があると原則としてその年度で審判員資格は失効します。

上記の(1)(4)に関して失効した公認審判員資格について、下記のとおり再取得ができます。  
※(2)・(3)の理由で失効した場合は再取得できません。

## (1) 審判員資格登録を更新しないときの場合

失効していた更新回数分の資格登録料、及び再取得費を支払うことで再取得を認める。

### 【解説】

更新年度を過ぎていても2・3級は8年以内、1級は14年以内であれば再取得ができます。失効年度から2・3級は5年、1級は9年以内は1回分の更新料と再取得費、それ以上で2・3級は8年以内、1級は14年以内は2回分の更新料と再取得費を支払うことで再取得ができます。

## (4) 本会の会員でなくなったときの場合

支払っていない年度の本会会員費を支払うことで再取得を認める。

### 【解説】

有効年度内に会員登録をしていない年度分の会員費を支払うことで更新ができます。この場合、資格有効年度内の更新扱いになるので再取得費はかかりません。

## (1)・(4)両方の場合

失効していた更新回数分の資格登録料と支払っていない年度の本会会員費、及び再取得費を支払うことで再取得を認める。但し、当該更新含め2回前までとする。

### 【解説】

失効年度から2・3級は5年、1級は9年以内は1回分の更新料と再取得費、それ以上で2・3級は8年以内、1級は14年以内は2回分の更新料と再取得費とそれぞれ会員未登録年度分の会員登録費を支払うことで再取得ができます。それ以降は再取得はすることができません。

### 【注意】

再取得をした場合の有効年度は失効していなかったときと同じ年度になります。従いまして、必ずしも再取得から3年(1級は5年)有効とはなりません。

《参考》 各級の有効年度と更新料及び再取得申請料

	有効年度	更新料	再取得申請料
1級	5年	16500円	4000円
2級	3年	8500円	3000円
3級	3年	6000円	2000円